

平成29年度区立小学校・中学校の給食・牛乳の放射能測定結果

提供期間	品目	提供(採取)施設名	日数	摂取量(kg)	検査結果(Bq/kg) ※検出限界値:0.7Bq/kg			給食及び牛乳1週間分の放射性セシウムによる内部被ばくの実効線量(μSv)	
					ヨウ素131	セシウム134	セシウム137		
3月19日(月曜)から3月20日(火曜)	給食	高松中学校	2	3.028	<0.7	<0.7	<0.7	0 ~	0.02511μSv未満
	給食	本村小学校	2	2.010	<0.7	<0.7	<0.7	0 ~	0.00813μSv未満
	牛乳	区立小学校	2	1.000	<0.7	<0.7	<0.7	0 ~	0.00672μSv未満
3月12日(月曜)から3月16日(金曜)	給食	港陽小学校	5	2.108	<0.7	<0.7	<0.7	0 ~	0.03541μSv未満
	牛乳	区立小学校	5	1.000	<0.7	<0.7	<0.7	0 ~	0.01680μSv未満
3月5日(月曜)から3月9日(金曜)	給食	青南小学校	5	2.065	<0.7	<0.7	<0.7	0 ~	0.03469μSv未満
	給食	筭小学校	5	1.850	<0.7	<0.7	<0.7	0 ~	0.03108μSv未満
	牛乳	区立小学校	5	1.000	<0.7	<0.7	<0.7	0 ~	0.01680μSv未満
【検査期間の内部被ばくの実効線量累計値】					給食	194日分	0 ~	0.00169337mSv未満	
*区立小学校における平成29年4月10日から平成30年3月20日の給食及び牛乳の放射性セシウムによる内部被ばくの実効線量(μSv)の合計 *同一の週に複数の給食を測定している場合は、最も高い数値のものを累計対象とします。【1mSv=1,000μSv】 *給食提供期間中で牛乳を提供できなかった日数は合計日数から除いています。					牛乳	194日分	0 ~	0.00063840mSv未満	

*「<0.7」とあるのは、検出限界値未満であることを表し、放射性物質の値が「0Bq/kgから0.7Bq/kg未満」であることを表しています。

*厚生労働省の新基準では、食品から許容することのできる放射性セシウムの線量を年間1mSv(ミリシーベルト)としています。この値は、食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の指標「年間1mSv」を超えないように設定されています。
[1mSv = 1,000μSv]

*摂取量とは、当該の1週間で摂取した総量で算出しています。(小学校は中学年を基準としています。)

*内部被ばくの実効線量とは、給食・牛乳に含まれる放射性物質(セシウム134及びセシウム137)により、人体が受ける放射線の影響を示すものでシーベルト(Sv)で表します。(ヨウ素131は半減期が短く、新基準値の対象外のため、実効線量の算出は行いません。)

*測定結果が検出限界値(0.7Bq/kg)未満の場合、内部被ばくの実効線量はセシウム134、137が、それぞれ0から検出限界値(0.7Bq/kg)まで含まれていたと仮定して算出しています。

【給食及び牛乳にかかる1週間分の実効線量の算出方法】

※実効線量の換算係数は、国際放射線防護委員会(ICRP)PublicationNo72に記載されている経口摂取に係る内部被ばく線量係数を用いています。

〔換算係数〕	対象	セシウム134 (μSv/Bq)	セシウム137 (μSv/Bq)	備考
	幼児	0.013	0.0096	保育園児、こども療育パオの児童の内部被ばくの実効線量算定に使用する換算係数。
	少年	0.014	0.010	小学生の内部被ばくの実効線量算定に使用する換算係数。
	青年	0.019	0.013	中学生の内部被ばくの実効線量算定に使用する換算係数。

●セシウム134: (検出値×摂取量×換算係数) + セシウム137: (検出値×摂取量×換算係数) = 実効線量